

令和6年第1回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和6年3月19日午前8時57分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	井 溪 港 斗	2番	栗 田 八 郎
3番	平 田 美 穂	4番	大 石 哲 雄
5番	山 本 哲 也	6番	正 垣 耕 平
7番	家根谷 美智子	8番	中 井 照 恵
9番	吉 本 和 広	10番	谷 端 清
11番	松 井 孝 恵	12番	檜 木 正 行

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事 務 局 長	檜 山 裕 子	副 局 長	小 倉 一 仁
---------	---------	-------	---------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町 長	奥 田 誠	副 町 長	山 本 敏 章
教 育 長	宮 内 一 裕	会 計 管 理 者 (会計課長)	笠 松 昭 宏
総 務 課 長	十 河 貴 子	総務課副課長	目 良 大 敏
振 興 課 長	平 尾 好 孝	振興課副課長	山 根 康 生
税 務 課 長	芝 健 治	住 民 課 長	瀬 田 和 哉
住民課副課長	芦 口 正 史	福 祉 課 長	木 村 陽 子
福祉課副課長	平 岩 晃	福祉課副課長	坂 本 真理子
長 寿 課 長	宮 本 真 里	建 設 課 長	栗 田 信 孝
建設課副課長	谷 本 和 久	上下水道課長	谷 本 誠

上下水道課 副課長	陸平将史	教育委員会 事務局長	三浦誠
教育委員会 事務局副局長	吉田忠弘	教育委員会 事務局学校 給食センター 所長	前芝由希

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 3 号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例
- 日程第 2 議案第 4 号 上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 5 号 上富田町行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 6 号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 7 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 8 号 上富田町人権尊重のまちづくり条例
- 日程第 7 議案第 9 号 上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 8 議案第 10 号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 11 号 上富田町督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する
条例
- 日程第 10 議案第 12 号 上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改
正する条例
- 日程第 11 議案第 13 号 上富田町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 14 号 上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の全部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 15 号 上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 16 号 上富田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 17 号 上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例
- 日程第 16 議案第 18 号 上富田町権利擁護支援推進協議会設置条例
- 日程第 17 議案第 19 号 紀南地方老人福祉施設組合規約の変更に関する協議につ

いて

日程第 1 8	議案第 2 0 号	令和 5 年度上富田町一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 1 9	議案第 2 1 号	令和 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）
日程第 2 0	議案第 2 2 号	令和 5 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）
日程第 2 1	議案第 2 3 号	令和 5 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）
日程第 2 2	議案第 2 4 号	令和 5 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 3 号）
日程第 2 3	議案第 2 5 号	令和 5 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）
日程第 2 4	議案第 2 6 号	令和 6 年度上富田町一般会計予算
日程第 2 5	議案第 2 7 号	令和 6 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
日程第 2 6	議案第 2 8 号	令和 6 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
日程第 2 7	議案第 2 9 号	令和 6 年度上富田町特別会計介護保険予算
日程第 2 8	議案第 3 0 号	令和 6 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
日程第 2 9	議案第 3 1 号	令和 6 年度上富田町特別会計奨学事業予算
日程第 3 0	議案第 3 2 号	令和 6 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
日程第 3 1	議案第 3 3 号	令和 6 年度上富田町水道事業会計予算
日程第 3 2	議案第 3 4 号	令和 6 年度上富田町下水道事業会計予算
日程第 3 3	議案第 3 5 号	物品購入変更契約の締結について（令和 5 年度 第 1 号 非常備消防事業 消防ポンプ自動車購入）
日程第 3 4	議案第 3 6 号	町道路線の認定について
日程第 3 5	議案第 3 7 号	町道路線の変更について
日程第 3 6	議案第 3 8 号	物品購入変更契約の締結について（令和 4 年度 第 2 号 防災対策事業 上富田町防災行政無線戸別受信機購入）
日程第 3 7	議案第 3 9 号	監査委員の選任について
日程第 3 8	議案第 4 0 号	上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 3 9	議案第 4 1 号	上富田町朝来財産区管理会委員の選任について
日程第 4 0	発委第 1 号	上富田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例
日程第 4 1	議員派遣の件について	
日程第 4 2	委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について	

△開 会 午前 8 時 5 7 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年第 1 回上富田町議会定例会第 3 日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 議案第 3 号～日程第 23 議案第 25 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 議案第 3 号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例から日程第 23 議案第 25 号、令和 5 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）まで、23 件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。檜木議員より挙手の申出がございますので、これを許可いたします。

△日程第 1 議案第 3 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 議案第 3 号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 3 号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を

採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第4号

○議長（大石哲雄）

日程第2 議案第4号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号、上富田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第5号

○議長（大石哲雄）

日程第3 議案第5号、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、吉本君。

○9 番（吉本和広）

質問内容が多いので事前に通告していますので、よろしくお願いします。

何点か質問します。

1 点目、法改正は何のために行われたのか、ご説明ください。

2 点目、番号利用法別表第 2 が廃止されるため所要の改正を行うと参考資料にありますが、廃止の理由は何か、お答えください。

3 点目、第 2 条に（５）（６）の 2 号を加えるとありますが、法第 19 条第 8 号についてどのような内容か、ご説明ください。

4 点目、改正法により法別表第 2 が廃止されたが、準法定事務は各省令で規定することで利用及び情報連携が可能とされている。このことで利用個人情報は際限なく拡大されるのではないかと、お答えください。

5 点目、4 に関連して、それに対して監視、監督する仕組みはあるか、お答えください。

以上が 1 回目の質問です。

○議長（大石哲雄）

総務課長、十河君。

○総務課長（十河貴子）

よろしくお願いいたします。

ただいまのご質疑にお答えいたします。

まず、1 点目ですが、法律改正は何のために改正されたのかということに対しましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正法は令和 5 年 6 月 9 日に公布されております。

一部改正の概要としては、新型コロナウイルス感染症対策の経験によりデジタル化の必要が顕在化したことを受け、デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードについて、国民の利便性向上等の観点から一部改正を行ったとされております。

続きまして、2 点目でございます。

別表第 2 の廃止の理由でございますが、別表第 2 を廃止し、改正後の別表に法定された事務を準ずる事務について、主務省令で規定することで情報連携が可能となります。このことにより、これまで新規で情報連携を実施するために法令改正に要していた期間

の短縮が可能となります。新たな行政サービスを行うに当たり、速やかにマイナンバーの利用や情報連携を可能とするための改正であると承知をしております。

3点目でございます。

法第19条第8号についての内容についてでございますが、法第19条は特定個人情報の提供の制限について定められております。第8号では提供することができる場合について定められており、今回の改正により廃止される別表第2の第1欄情報照会者が、第3欄の情報提供者に対し第2欄個人番号利用事務を処理するために必要な第4欄特定個人情報の提供を求めた場合において、第3欄情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して第4欄当該特定個人情報を提供できると定められております。

続きまして、4点目でございます。

利用個人情報を際限なく拡大されるのではないかとというご質問でございますが、利用につきましては、法定された事務に準ずる事務について主務省令で規定することで利用が可能となるということでございます。利用の範囲は、準ずる事務についてということで理解をしているところでございます。

続きまして、5点目でございます。

監視、監督する仕組みにつきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき設置された個人情報保護委員会においては、特定個人情報の取扱いに関する監視、監督を行っており、行政機関や事業所等特定個人情報の取扱者に対して必要な指導、助言を行い、法令違反があった場合には勧告、命令等が行われることになってございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9番（吉本和広）

追加質問、3点させていただきます。

初めの2の答弁で、現在の別表第1に、法定された事務に準ずる事務について、主務省令で規定することで情報連携が可能となり、このことにより、これまで新規で情報連携を実施するために法令改正に要した期間の短縮が可能となりますと答えられました。

特定個人情報の提供制限として、今まで法律に規定のない事務について新規にマイナンバーで情報提供を行えなかったのを、法定された事務に準ずる事務については各省が決められることになり、最高機関である国会のチェックなしに決められるということになります。

政府の各省の判断だけで準じる事務と判断して、情報連携の範囲を拡大できることになりませんか。これが1点目の質問です。

2点目の質問です。法改正の附帯決議に関連して質問します。

法改正の附帯決議には、マイナンバーの利用範囲及び情報連携の拡大に当たっては、マイナンバー制度に対する国民の不安の払拭に努めるとともに、拡大の必要性について国民に対して丁寧に説明し、十分な理解を得ることとあります。法改正によってどのように連携が変わるのか、国民である私は十分な理解が得られず、何度も新旧の法を読みました。今説明を受けてもまだ十分理解できていません。

附帯決議は、情報連携の拡大に当たっては丁寧に説明し、十分な理解を得るとあるのですが、この法改正で情報連携がどう変わるのか、どう住民に説明するのか、お答えください。

3点目、法定事務に準ずる事務におけるマイナンバーの利用及び利用事務に係る情報連携については、本法によって法律改正が今後不要となることに鑑み、国民に広く公開するとともに、その監視、監督状況を定期的に国会に報告することとあります。

町は、マイナンバーカードの利用及び利用事務に係る情報連携についてはどう公開をして、町民の個人情報を守るためにどのようなチェックを行うか、教えてください。

以上3点です。

○議長（大石哲雄）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えをいたします。

まず、1点目でございますが、主務省令で定められると際限なく広がるのではないかとありますが、主務省令で定めたとおりになるということで理解をしております。

2点目でございますが、国の附帯決議で提出されたことについては内容も承知しておりますけれども、このことにつきまして町の立場で現在お答えできることはございません。また、町としましては、分かりやすい情報の発信については今後また研究をしたいと思っています。

3点目でございます。

上富田町の特定個人情報の保護評価書というのが国の個人情報保護委員会のホームページに公開をされております。また、町のホームページでは町で実施している個人番号の独自利用事務について公開をしております。定期的に特定個人情報の取扱いについては内部監査を行っているところでございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

吉本君。

○９番（吉本和広）

議案第５号、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで情報連携を可能とすることは、国会審議も行わず特定個人情報連携の範囲を拡大するものであり、反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第５号、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第6号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第6号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第7号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第7号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第8号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第8号、上富田町人権尊重のまちづくり条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号、上富田町人権尊重のまちづくり条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 7 議案第 9 号

○議長（大石哲雄）

日程第 7 議案第 9 号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 9 号、上富田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 8 議案第 10 号

○議長（大石哲雄）

日程第 8 議案第 10 号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

まず、反対討論の発言を許します。

(「賛成討論します」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

議案第10号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する賛成討論をします。

この条例の所得割の負担率は、資産割の廃止に伴い昨年より増えている点は問題があります。しかし、均等割の負担率は、賦課割合の変更で上昇することになるのを、基金を充当して微減ですが昨年より全て引き下げています。また、平等割も全て引き下げています。応益負担は引き下げられており、所得の低い方は軽減されていることから賛成します。

和歌山県国保運営方針には、各市町村の政策により、積極的に行えるものへの一般会計からの法定外繰入れは行ってよいとあります。物価高騰の上に給料が上がらないという大変な状況です。子育て支援の観点から、一般会計から約200万円を繰り入れて、小学生から18歳までの子供に係る均等割の3割減免に踏み切ることも必要であるということを申し上げて、議案第10号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第１０号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第９ 議案第１１号

○議長（大石哲雄）

日程第９ 議案第１１号、上富田町督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第１１号、上富田町督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 10 議案第 12 号

○議長（大石哲雄）

日程第 10 議案第 12 号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 12 号、上富田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 11 議案第 13 号

○議長（大石哲雄）

日程第 11 議案第 13 号、上富田町印鑑条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、吉本君。

○9 番（吉本和広）

質問内容が多いので通告していますので、よろしくお願いします。

1、利用者証明用電子証明書について5点お聞きします。

どのようなものか説明ください。1点目です。

2点目、マイナンバーカードと4桁の暗証番号を知る他者は、成り済まして利用者証明用電子証明書を取り、印鑑証明を交付してもらうことができるのか。

3点目、有効期限、更新手続、失効となる場合について説明ください。

4点目、スマホの紛失、盗難の際の手続について教えてください。

4と一緒になると思いますけれども、利用を求めるときの手続について教えてください。

2点目、個人情報の漏えいについて3点お聞きします。

対策はどうなっているのか。

2点目は、2022年8月、厚労省が収集する難病・小児慢性特定疾患患者の診断情報などのデータベースから氏名、生年月日、住所など5,640人分の個人情報の流出がありましたが、100%情報漏えいは防げますか。

3点目、漏えいした場合の責任は、賠償責任を含む責任ですけれども、どこにあるのか。町なのかマイナポータル等のシステム機構なのか個人なのか、その辺教えてください。

3点目、費用対効果についてお聞きします。

1点目、1年間の印鑑登録証明書の発行についてお聞きします。

全交付枚数は何枚交付されておるのか、住民基本台帳人口1人当たりの交付数はどうなっているのか、1枚当たりの費用について教えてください。それと、窓口交付の枚数と、先ほど同じように住民基本台帳人口1人当たり窓口で交付数、それと1枚当たりの費用、コンビニ交付枚数と、同じように住民基本台帳人口1人当たりの交付数が幾つになるか、1枚当たりの費用を教えてください。それと、改正後のスマホ交付枚数はどれくらいあるかというのをどれだけ予測されているのか、ちょっと教えてください。それと、費用対効果について教えていただけますか。

以上です。

○議長（大石哲雄）

住民課副課長、芦口君。

○住民課副課長（芦口正史）

ただいまの質問に対しお答えさせていただきます。

まず、質問1つ目の利用者証明書用電子証明書についての5点につきまして、どのようなものかというものにつきましては、利用者証明用電子証明書は、インターネットのウェブサイト等にログインする際に利用する電子証明書となります。

2つ目のマイナンバーカードと4桁の暗証番号を知る者は成り済まして利用者証明用電子証明書を取り印鑑証明書を交付してもらうことができるのかという質問に関しましては、コンビニ交付に関しましては、利用者証明用電子証明書が搭載されたスマホやマイナンバーカードをコンビニのコピー機でかざし、4桁の暗証番号を入力するほか、必要な操作をすることで印鑑登録証明書の交付を受けることができますので、番号とカードがあれば取得することができます。

3番目、有効期限更新手続失効となる場合につきまして、まず有効期限につきまして一般的に5年間となります。更新手続につきましては役場住民課の窓口で行いますので、ご来庁いただくことになります。失効になる場合につきましては、本人からの申出により失効を行います。

4番目、スマートフォンの紛失、盗難の際の手続につきましては、まずマイナンバー総合フリーダイヤルに電話して一時停止を行ってください。フリーダイヤルの番号につきましては0120-59-0178、マイナンバーという番号になります。365日24時間対応しております。また、警察に紛失届の提出をお願いします。カードの廃止を希望される場合は、その後役場にてカードの廃止や電子証明書の失効手続をお願いします。

利用をやめるときの手続につきましても、同様に窓口にてカードの廃止や電子証明書の失効手続をお願いします。

続きまして、2点目の質問の個人情報の漏えいにつきまして、対策はどうなっているかということですが、マイナンバー制度では、個人情報が一つの共通データベースではなく分散管理しております。

また、2022年8月、厚生労働省が収集する難病・小児慢性特定疾患患者の診断情報ベースからデータが流出したという質問につきましては、悪意ある人為的な漏えい行為を防ぐことには限界がありますが、ヒューマンエラーによる漏えいを防ぐために個人情報の取扱手順を遵守するよう努めております。

また、漏えいした場合の責任につきましてはという質問につきましては、漏えいの内容によりますので、一概にどこの責任とはお答えできません。ただ、マイナンバーカード、スマートフォン、パスワードの保管取扱いにつきましては、個々に十分配慮いただきますようお願いします。

3点目の質問、費用対効果につきましてお答えさせていただきます。

印鑑登録証明書の発行につきまして、まず全交付枚数につきましては6年2月時点で328枚、住民基本台帳人口1人当たりの交付枚数は2.1%となります。ただ、1枚当たりの費用につきましては、人件費、用紙代、プリンターインク代など他の発行業務

と重複しておりますので、幾らかという答えは回答は控えさせていただきます。

窓口交付枚数につきましては、交付枚数 230 枚、住民基本台帳 1 人当たりの交付は 1.5%、また、同じように 1 枚当たりの費用につきましては他の発行と重複しておりますので、お答えは控えさせていただきます。

コンビニ交付枚数につきましては 98 枚、住民基本台帳人口 1 人当たりの交付数につきまして 0.6% で、1 枚当たりの費用につきましては 297 円で、コンビニエンスストアへの支払いが 117 円、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）には 180 円を支払っております。

2 点目の改正後のスマートフォンの交付枚数予想につきまして、スマホ用電子証明書の利用者数が把握できないため予測はしておりません。

改正に要する費用とその財源などということにつきましては、この改正につきましては特に費用はかかりません。

費用対効果につきましては同じように不明であります。マイナンバーカードで行う行為がスマホで代用できるために利便性は向上するものと思われます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○9 番（吉本和広）

1 年間に 2.1% ということは、1 人の方が 50 年に 1 回だけ印鑑登録証の発行をしているということになります。非常に少ない利用だと思います。そのほとんどが窓口ということです。それで、申請に要する手数料は 200 円ですが、コンビニでやると 297 円ということで、手数料よりも高くなっているということです。

それで、ちょっとお聞きしたいのが 1 点、窓口では写真のついた免許証による本人確認が行われていると思うんですが、コンビニでは写真確認は必要ないということになっているのですかというのが 1 点目です。私、使わないんで分からないんで。

2 点目は、個人情報の漏えいについての質問 1 の対策はどうなっているかの回答に、マイナンバー制度では、個人情報が 1 つの共通データベースではなく分散管理しておりますとありましたが、1 つのマイナンバーと 4 桁の暗証番号で全てのひもづいた情報が見られます。アメリカでは、マイナンバーに当たる社会保障番号 SSN が民間も含め様々な分野で利用されていますが、成り済ましによる年金不正受給や税金の不正還付などが後を絶たず、困っております。韓国でも、住民登録番号のハッキングによるオンラインゲームやオンラインショッピングなどへの不正利用が問題になっています。一方、ドイツには納税者番号など行政分野別の番号はありますが、マイナンバーのような共通

番号は憲法違反とされ存在せず、フランスにも、社会保障番号はありますが共通番号としての利用はしないということが国の方針となっています。イギリスでは一時、国民の様々な個人情報をデジタル化し記録する登録簿の作成が始まりましたが、費用対効果やプライバシー侵害等が問題視され、2010年の政権交代により廃止されています。

ヨーロッパでは、共通した番号で全ての情報がひもづいて見られるのは漏えいの危険が高いため、全て別々に独立して漏えいを防いでいるのです。マイナンバーのような共通番号は漏えいする危険が高くなりませんか。2点目です。

3点目、紛失、盗難の際の手続などを含め、住民にきちんと説明すべきではないですか。

以上3点です。

○議長（大石哲雄）

瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

吉本議員の質疑にお答えいたします。

今、書き取りを全てできているかどうかちょっと自信ないんですけれども、まず1つ目なんですけれども、写真のほうは不要でございます。4桁の番号と、今回改正しましたスマホで利用する場合、スマホでスマホのロックを解除して4桁入れれば写真は不要でございます。ですので、成り済まし、誰かが拾って4桁の暗証番号を解けたら利用することが可能で、漏えいと、そういったことにつながるのかなというふうに考えております。

あと、諸外国の今の情報、いろいろ言っているんですけれども、私もその質疑の内容等深く勉強したことはあるんですけれども、諸外国ではデータ管理、データベースですね。1つのデータで管理しているような方法が取られている国が多いので、日本では分散型ということでマイナンバーが始まったというふうに考えております。

ただ、当町としましては、これはあくまでも法定の受託事務でございますので、あくまで制度設計に関しましては国のほうで考えていただきたいなというふうに思っております。ご意見のほうは国のほうで述べていただけたらなというふうに考えております。

あと1点、共通番号、漏えいするリスクであったりとか住民にそういったリスクを知らせるということなんですけれども、これに関しましてもJ-LISの機構であったりとかホームページで利用される方がQAでかなり質疑されておりますので、そちらのほうの啓発が行われておりますので、町としての啓発は考えてございません。

以上です。

○議長（大石哲雄）

吉本君。

○ 9 番（吉本和広）

先ほども言ったように、国の附帯決議で、やっぱりこの利用について住民がきちんと理解できるようにするようということがあると思うんですね。だからやっぱり行政としても、住民に対してこういうことが起こった場合は放っておくと大変なことになりますからきちんとこうするようということは、やっぱり住民に知らせなければならない責任が行政にはあると思うので、その辺はきちんと検討していただきたいと思うんですけれども、どうですか。

○議長（大石哲雄）

瀬田君。

○住民課長（瀬田和哉）

今後の研究課題とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9 番、吉本君。

○ 9 番（吉本和広）

議案第 13 号、上富田町印鑑条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明書の交付申請について、移動端末設備を使用する方法の追加等をするものです。

この法律は、民間、行政機関、独立行政法人と別々に制定されている 3 つの個人情報保護制を統合し、対象に地方自治体、地方独立行政法人を加え、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化しますが、そもそもこの法律に大きな問題があります。

自治体は国が示した解釈に従って制度の運用を求められますが、条例を定めた際の個人情報保護委員会への提出など、自治体の条例づくりに委員会が口を挟める仕組みが導入されています。さらに、都道府県、政令市に匿名加工情報制度、いわゆるオープンデータ化を義務化し、全自治体にオンライン結合、情報連携を禁止することを認めないと

しています。これらは自治体の個人情報保護条例に縛りをかけるもので、地方自治の侵害と言えます。

こうした問題のある法律に伴い、今回、本議案が提案されています。

現在、マイナンバーカードの利用者証明書用電子証明機能を利用し、町の電子計算組織と電気通信回路で接続されたコンビニに設置されている民間事業者設置の多機能端末機から住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付が受けられるようになっていますが、同法律によりマイナンバーカードがスマホにも掲載できるようになることから、本条例でのスマートフォンを使用する方法を追加しています。

政府は、利便性向上をアピールし、マイナンバーの情報連携、マイナンバーカードの鍵機能を使ったマイナポータルを入り口とした情報連携によってデータをさらに集積しようとしています。今回のマイナンバーカードのスマホ掲載もそうした一環です。

集積されたデータはオープンデータ化され利活用へと回されますが、集積した情報は攻撃されやすく、漏えいの危険が高まります。

個人情報の流出については、2018年12月に国税局の委託先においてマイナンバーが記載された約55万件の個人情報のデータ入力業務が違法に再委託されたことが判明したことや、先ほど述べた昨年8月には、厚労省が収集する難病・小児慢性特定疾病患者の診断情報などのデータベースから氏名、生年月日、住所など5,640人分の個人情報の流出があったことが明らかになっています。作為、無作為にかかわらず情報流出は起こり得ることであり、100%情報漏えいを防ぐ安全なシステムの構築は不可能です。

米国では、マイナンバーに当たる社会保障番号が民間も含め様々な分野で利用されていますが、成り済ましによる不正、年金不正受給や税金の不正還付などが後を絶たず、韓国でも、住民登録番号のハッキングによるオンラインゲームやオンラインショッピングなどへの不正利用が問題となっています。

一方、ドイツには、納税者番号など行政分野別の番号はありますが、マイナンバーのような……

(発言の声あり)

○9番（吉本和広）

ちょっと、討論してるんで静かにしていただけませんか。討論は自由じゃないんでしょうか、議長。

一方、ドイツには納税者番号など行政分野別の番号はありますが、マイナンバーのような共通番号は憲法違反とされ存在せず、フランスにも社会保障番号はありますが、共通番号としての利用をしないということが国の方針となっています。イギリスでは、一

時、国民の様々な個人情報をデジタル化し記録する登録簿の作成が始まりましたが、費用対効果やプライバシー侵害等が問題視され、2010年の政権交代により廃止されています。

国民の任意であるマイナンバーカードの宣伝、普及にばかり力を入れ、危険性はまともに伝えず、多くの国民の不安や疑問などは置き去りにカードの利用拡大を進める政府の姿勢は問題です。個人情報を一元化し徴税強化や社会保障費抑制を狙ったり、民間事業者のもうけの種として利活用するために、守るべき個人情報が流出するリスクのある活用は認められません。

以上の理由から議案第13号、上富田町印鑑条例の一部を改正する条例に反対します。
以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号、上富田町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第14号

○議長（大石哲雄）

日程第12 議案第14号、上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○ 9 番（吉本和広）

質問します。

すぐに国の基準に対応する点は非常によいことだと思います。ただ、住民が条例をネット等で見たときに分かるようにしないと、住民にとってはそのことが理解できないということになります。厚生労働省令第 63 号にリンクはできるのか、お聞かせください。

○議長（大石哲雄）

平岩君。

○福祉課副課長（平岩 晃）

質疑にお答えいたします。

ご質疑にありましたように、今回全部改正しまして、今インターネット上で上富田町の条例、公開している分につきまして、放課後児童健全育成条例につきましてはリンクはできておりません。

これ、ほかの条例に関してもほかの法令との関連というのものもあるんですけれども、システム的なことになると、できること、できないこと、またどこまでできるかというようなことがなかなか詳細につきましてはお答えいたしかねますので、その点ご了解いただきたいと思います。

ただ、ご質疑の趣旨といたしましては、やはり住民の方々に分かりやすくということかと思しますので、こういった国の基準につきましては、保育の面積であるとか安全衛生の環境の規定であるとか支援員の配置等々決まっておりますので、その中で住民の方々の関心の高いものにつきましては、この法令のリンクの今後の研究課題も含めまして、そういった情報発信の方法につきましてホームページ等の在り方についても今後、そちらについては検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 14 号、上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 13 議案第 15 号

○議長（大石哲雄）

日程第 13 議案第 15 号、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 15 号、上富田町営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 14 議案第 16 号

○議長（大石哲雄）

日程第１４ 議案第１６号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第１６号、上富田町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１５ 議案第１７号

○議長（大石哲雄）

日程第１５ 議案第１７号、上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第１７号、上富田町高齢者憩の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第１６ 議案第１８号

○議長（大石哲雄）

日程第１６ 議案第１８号、上富田町権利擁護支援推進協議会設置条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第１８号、上富田町権利擁護支援推進協議会設置条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 17 議案第 19 号

○議長（大石哲雄）

日程第 17 議案第 19 号、紀南地方老人福祉施設組合規約の変更に関する協議についてについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 19 号、紀南地方老人福祉施設組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 18 議案第 20 号

○議長（大石哲雄）

日程第 18 議案第 20 号、令和 5 年度上富田町一般会計補正予算（第 8 号）について質疑を行います。

一括でお願いします。

まず、歳出から行います。

歳出、136 ページから 169 ページまで質疑ありませんか。

（「百六十何ページまで」の声あり）

○議長（大石哲雄）

136 ページから 169 ページまでです。

10番、谷端君。

○10番（谷端 清）

ちょっと確認で聞きたいところなんですけれども、139ページの18節負担金のところで住宅耐震改修費補助金1,072万7,000円のところの内訳、国庫支出金と県支出金も減っているんですけれども、ちょっと内容を教えていただければと。

○議長（大石哲雄）

総務課副課長、目良君。

○総務課副課長（目良大敏）

お答えいたします。

今回の補正による減額につきましては、実績の決算見込みに合わせた減額となります。

今年度の実績につきましては、全体で耐震改修につきましては6件の申請がございました。そのうち1件につきましては繰り越すこととなりますので、今年度の実績としましては5件分で559万7,000円の部分となりますので、それに合わせた減額となります。

○議長（大石哲雄）

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

すみません。主要施策のときに言われたのかもしれないんですけれども、151ページの農業費のところで、負担金、補助及び交付金のところで新規農業者育成総合対策事業補助金が675万円減額されておるんですが、何名の予定だったのが何名になったか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（大石哲雄）

山根君。

○振興課副課長（山根康生）

質疑にお答えします。

新規就農者育成総合対策事業補助金でございますが、以前から継続者2名の分と新規1名分で新規の施設等に係る補助金を予定していましたが、新規就農者が今年度該当しなかったためにその分の減額となります。

○議長（大石哲雄）

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

次に、歳入一括でお願いします。

124ページから135ページまで。

質疑ありませんか。

9番、吉本君。

○9番（吉本和広）

124ページの固定資産税のところをちょっとお聞きしたいんですが、メガソーラーで1億円と説明あったんですけども、これは当初は全く計上されてなくて、今年度最終的に1億円になるということだったんでしょうか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（大石哲雄）

税務課長、芝君。

○税務課長（芝 健治）

お答えいたします。

メガソーラーについては2億4,000万円増額となっております。ただ、昨年度といますか令和5年度の当初段階では、2億4,000万円というところまではなかなか計算上見込めなかったと。実際のところは1億4,000万円ぐらいしか増額できなかったんですけども、今回は令和5年度の決算でも見込んだ実績ということで、プラス1億円ということでございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第20号、令和5年度上富田町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 9 議案第 2 1 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 9 議案第 2 1 号、令和 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

1 7 7 ページから 1 8 4 ページまで、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 2 1 号、令和 5 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 2 0 議案第 2 2 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 0 議案第 2 2 号、令和 5 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

1 9 2 ページから 1 9 5 ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第22号、令和5年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第21 議案第23号

○議長（大石哲雄）

日程第21 議案第23号、令和5年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

202ページから211ページまでです。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２３号、令和５年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第３号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第２２ 議案第２４号

○議長（大石哲雄）

日程第２２ 議案第２４号、令和５年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第３号）について質疑を行います。

歳入歳出一括でお願いします。

２１９ページから２２０ページまでです。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２４号、令和５年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第３号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第２３ 議案第２５号

○議長（大石哲雄）

日程第２３ 議案第２５号、令和５年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第１号）について質疑を行います。

歳入歳出一括をお願いします。

２２６ページから２２９ページまで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２５号、令和５年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第１号）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより午前１０時１５分まで休憩します。

休憩 午前１０時０２分

再開 午前１０時１４分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第２４ 議案第２６号～日程第３２ 議案第３４号

○議長（大石哲雄）

これより日程第２４ 議案第２６号、令和６年度上富田町一般会計予算から日程第３２ 議案第３４号、令和６年度上富田町下水道事業会計予算まで９件を一括議題といたします。

当初予算の件につきましては、予算審査特別委員会においてご審議を賜っております。提出のありました委員会審査報告書はお手元に配付しておりますので、事務局長より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

令和６年３月１９日、上富田町議会議長大石哲雄様。

予算審査特別委員会委員長中井照恵。

委員会審査報告書。

令和６年第１回（３月）定例会において本委員会に付託された各会計の予算案については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記。

１、議件。

議案第２６号、令和６年度上富田町一般会計予算から議案第３４号、令和６年度上富田町下水道事業会計予算までの９件。

２、審査結果。

議案第２６号から議案第３４号までを原案可決とする。

３、審査年月日。

令和６年２月２９日、令和６年３月１２日、令和６年３月１３日。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する委員長の報告を求めます。

委員長、８番、中井照恵君。

○８番（中井照恵）

おはようございます。

ただいま議題となりました議案第２６号、令和６年度上富田町一般会計予算から議案

第34号、令和6年度上富田町下水道事業会計予算までの9議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果をご報告申し上げます。

議案第26号から議案第34号までの9議案は、去る2月29日に当予算審査特別委員会に付託され、3月12日、13日の2日間で当局から説明を受け、その後、質疑、討論、採決を行いました。

その結果、付託された9議案のうち、議案第26号と議案第28号から議案第30号までの議案については、賛成多数により可決すべきものとしました。

また、議案第27号と議案第31号から議案第34号までの議案については、全会一致により全て原案のとおり可決すべきものといたしました。

各議案審査の過程においては、前年対比による増減理由、主な事業に関する説明書により、新規事業などの内容及び効果や積算根拠をただし、財政の健全性は確保されているか、行政の効率化・能率化は図られているか、また、決算審査の指摘事項などが予算に反映されているかなど、質疑、提言は広範にわたりました。

令和6年度の一般会計の総額は、過去最高であった令和5年度を8億3,800万円上回る78億4,200万円で、前年対比12%増となっています。増額の主な要因は、南紀の台公民館の建設、スポーツセンターの人工芝改修、くまのの森こども園及びはるかぜ保育所の改修や遊具の設置、情報更新のための土砂災害洪水ハザードマップ作成、老朽化に伴う消防用車両購入等、新規の事業に係る費用の計上です。

また、物価高騰の影響も随所に見られました。

上富田中学校屋内運動場整備事業債の償還完了などにより、公債費は減額となっていますが、今後も庁舎改修工事や子ども医療費助成制度の対象年齢拡充等が予定されており、引き続き、本町にとって厳しい財政運営となることが予想されます。

新年度の予算執行に当たっては、審査の過程で示された個別の意見にも十分に留意され、総合計画に掲げる「明るく豊かで元気な人づくり、まちづくり～知恵と創造の力を合わせる協働のまちづくり～」の実現に向け、効果的、効率的な行財政運営に努められることを要望して、委員長報告といたします。

○議長（大石哲雄）

以上をもって委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

△日程第２４ 議案第２６号

○議長（大石哲雄）

日程第２４ 議案第２６号、令和６年度上富田町一般会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

９番、吉本君。

○９番（吉本和広）

議案第２６号、令和６年度上富田町一般会計予算に対する反対討論を行います。

この予算に賛成するということは、全ての施策に不十分な点がないとして賛成することになります。不十分な点があり、賛成することはできません。

会計年度任用職員の勤勉手当がついたこと、避難所として活用する体育館に空調設備が設置されること、南紀の台公民館が設置されること、国に加えて町単独の出産・子育て応援給付金事業の実施は評価できます。しかし、地球温暖化対策としてＣＯ₂を削減する事業は不十分です。商工費のスポーツセンターの予算が広く町外の方への取組となっています。当町において経済波及効果を期待しての地方創生事業ですが、立ち止まって検証されるべきだと考えます。

町のホームページに、令和４年３月に改定された上富田町公共施設等総合管理計画があります。それに基づき令和５年から令和９年度までの計画が昨年立てられ、上富田町公共施設個別施設計画に公表されています。公共施設を計画的に整備していくことは、財政的にも施設を長寿命化する上でも必要なことです。総務省通達には、公共施設等総合管理計画は策定段階においても議会や住民への十分な情報提供を行いつつ策定することが望ましいものであると書かれています。まだ十分使えるサッカー場の１億３，０００万円の人工芝の張り替えは、高額な支出であるにもかかわらず、議会には事前の説明もなく突然提起されたものです。テニスコートの人工芝や学校など他の公共施設との整合性もありません。サッカー場の１億３，０００万円の人工芝の張り替えは上富田町公共施設個別施設計画にもありません。改修は、他の施設も含め計画に基づき議会にも説明して行われるもので、今回の提案は認められません。

町民の生活に目を向けてみると、子育て世代の国保の均等割負担は大きく、負担の軽減が必要です。赤字補填以外、町の施策による国保への法定外繰入れは禁止されていま

せん。小学生から18歳までの子供に係る均等割を3割軽減するのに必要な金額は200万円程度で、法定外繰入れを行っても上富田町の黒字財政から見ても問題とならない予算ですが、計上されていません。

給食の段階的あるいは期間限定なども含む給食の無償化、高校卒業までの医療費の無料化、精神通院医療の無料化も予算に計上されていません。

物価高騰の中で大変になっている町民、中小零細事業者への町独自の助成が必要です。

上富田町は県下でも突出して会計年度職員が多く、正規職員の負担は大きいと思います。改善は見られますが、まだまだ不十分です。

今挙げたことに対する対応が見られないことから、議案第26号、令和6年度上富田町一般会計予算に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番、正垣君。

○6番（正垣耕平）

議案第26号、令和6年度上富田町一般会計予算について賛成討論をします。

この予算において、南紀の台公民館建設事業費が編成されております。継続事業でいよいよ建設に入っていくわけですが、この事業は、1つの建物が建つということだけでなく、本町の世帯分布、また近い将来の人の流れを考えた際にもしっかりとした予測の上に計画されています。また、周辺の道路整備、民間企業とのバランスも考慮されてきました。地域の安心を守る拠点にもなる予定ですので、将来的に非常に重要な施設となるはずです。順調かつ安全に、地域の声を大切に、また、町民の皆様に見守られながら建設が順調に進んでいくことを期待しております。

次に、新規事業として上富田町スポーツセンター人工芝改修事業に1億3,000万円を組まれております。老朽化を肌で感じているのは、そこで汗をかいている選手や指導者、関係者であります。私ごとですが、ここ数年間、息子のサッカーを通じてたくさんのスポーツ施設に行かせてもらいましたが、やはり子供たちが真っ先に気にしているのは芝の状態でした。上富田の場合、老朽化を特に感じるのは雨が降った際です。グラウンドの状態は明らかに悪く、大きな舞台で思うようにプレーできず、本当に悔しい思いをしてきたのを何度も見てきました。

スポーツに関わる事業や文化事業に費用対効果を求めるのは非常に難しいことです。効果は金額だけではないはずです。確実に言えるのは、ひたむきに頑張っているプレーヤーに対し、やり場のない悔しさを取り除き、ただひたむきに汗をかいて夢に向かって

走り続けられる環境を管理者である町がしっかりと整備しておく、これが当たり前の姿で、かつ最重要だと考えて賛成をしております。

また、予算委員会の質疑の中で指摘をしておきたい部分もあります。教育費における中学校管理費、役務費のうちの廃棄物処理手数料284万2,000円、この予算は、長年にわたり適正に処理されてこなかった対象物が大量にあることが分かり、それらをこのたびまとめて処理するための予算とのことでした。都度適正に廃棄処理をなされていればどのような予算であったか、これは比較のしようがありませんが、現場において何がどれだけ保管されてあるかを把握できていなかったのは管理体制として問題があると言えます。

中学校は、昔と比べ随分生徒数も減り、建物内の使い方は変化を求められていると考える中、質疑の際にもしっかりと指摘をさせていただきましたが、安全には十分留意をされ、学校運営に当たっていただきたいとお伝えしておきます。

一方で、本予算については当該廃棄物を速やかに処理するための予算でありますから当然に必要と考えていますし、よく事に気づき、予算編成していただいたなとも感じております。今回、歳入歳出過去最大の78億4,200万円の大きな予算となっております。他の事業も、過去を整理して未来に向けた投資的予算も多く、変わり行く時代に対応していくための確に組まれた予算だと考え、議案第26号、令和6年度上富田町一般会計予算に賛成をいたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第26号、令和6年度上富田町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決することに決しました。

△日程第 2 5 議案第 2 7 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 5 議案第 2 7 号、令和 6 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

9 番、吉本君。

○9 番（吉本和広）

議案第 2 7 号、令和 6 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算に対する賛成討論を行います。

所得割の負担率は、資産割の廃止に伴い昨年より増えている点には問題があります。しかし均等割の負担率は、賦課割合の変更で上昇することになるのを、基金を充当して微減ですが昨年より全て引き下げています。また、平等割も全て引き下げています。応益負担は引き下げられており、所得の低い方は軽減されることから賛成します。

和歌山県国保運営方針には、各市町村の政策により積極的に行われるものへの一般会計からの法定外繰入れは行ってよいとされています。物価高騰の上に給料が上がらないという大変な状況です。子育て支援の観点から、一般会計から約 2 0 0 万円を繰り入れ、小学生から 1 8 歳までの子供に係る均等割の 3 割減免などに踏み切ることが必要であることを申し上げて、議案第 2 7 号、令和 6 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算に賛成します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第２７号、令和６年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第２６ 議案第２８号

○議長（大石哲雄）

日程第２６ 議案第２８号、令和６年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

９番、吉本君。

○９番（吉本和広）

議案第２８号、令和６年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療保険制度は、７５歳を別枠の医療保険に囲い込み、痛みを感じてもらうと始まった医療制度です。保険料は２年に１回見直しされ、令和３年度以降は低所得者に対しての均等割の軽減特例が廃止され、まさしく高齢者に痛みを感じてもらう政策となっています。２０２４年、２０２５年の後期高齢者医療保険の保険料は、前年度に比べ均等割が５万３１７円から５万４、４２７円に４、１１１円増え、所得割が９．３３％から１１．０４％に増えています。和歌山県の１人当たりの年間平均保険料額は２

3年度の保険料額から1万1,078円も増え、7万5,263円となる見通しです。一昨年10月から、年収で単身200万円以上、夫婦世帯で320万円以上に対し医療費の2割負担が実施されました。窓口負担2割になる方が令和5年3月末で282人でしたが、令和6年度は301人となっています。

高齢になれば医療にかかることが増えるのは当然です。複数の治療を行っている方も多く、医療費が2倍となり大きな負担となっています。高齢者の収入に占める医療費負担の割合は、若者世代に比べて3倍から4倍程度と高くなります。マクロ経済スライド調整率が年金水準を引き下げするため、年金受給額は実質的には目減りしています。物価が高騰する中、少ない年金だけでの生活では医療抑制が起こり、重症化を招きます。

よって、議案第28号、令和6年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第28号、令和6年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決することに決しました。

△日程第27 議案第29号

○議長（大石哲雄）

日程第２７ 議案第２９号、令和６年度上富田町特別会計介護保険予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

９番、吉本君。

○９番（吉本和広）

議案第２９号、令和６年度上富田町特別会計介護保険予算に対する反対討論を行います。

介護保険料は第９期の１年目です。基準保険料が月額２１４円下がりましたが、年間８万５，９００円も払わなければなりません。低所得者保険料軽減措置が実施されていますが、年金生活者は年収の１か月分が有無も言えない天引きとなっています。

また、令和３年８月より食事代等の補足給付が改正されました。例えば、第３段階②の施設入所者は月に食費が２万２，０００円以上の負担増となりました。月１０万円の年金の方がユニット型に入所すると、住居費、食費、自己負担額、医療保険料、介護保険料合わせて平均月約１１万１，０００円となり、年金１０万円を超える負担となります。これに加えて洗髪代、衣服費、大きな病気になれば医療費が必要となります。入所費用が収入を上回るということは、親族に支援してもらうか、それができなければ退去して在宅介護になる、または介護費用が安い従来型特養に改めて入居するしかありません。高齢になればショートステイや施設入所が必要になりますが、補足給付の改正により、安心して活用できない状況にあります。

国民年金だけで所得の低い方は介護サービスも十分利用できません。高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された介護保険制度が、社会全体で負担することになっていません。安心して介護の利用ができる予算になることを願って、議案第２９号、令和６年度上富田町特別会計介護保険予算に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

栗田君。

○２番（栗田八郎）

議案第２９号、令和６年度上富田町特別会計介護保険予算に賛成討論いたします。

介護保険事業は、令和６年度より３年間、第９期の保険事業計画が見直され、高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくりを基本理

念として事業展開がされております。また、さらに介護保険事業サービスや生活支援体制の充実、介護予防事業による健康維持が図られると十分期待できるところであります。

また、介護保険料においても第9期は第10段階から第13段階の4段階が新設されていますが、基準保険料は前第8期より216円の減額となっており、所得が少ない被保険者については保険料の減額賦課の措置が取られています。

よって、私は議案第29号に賛成いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第29号、令和6年度上富田町特別会計介護保険予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決することに決しました。

△日程第28 議案第30号

○議長（大石哲雄）

日程第28 議案第30号、令和6年度上富田町特別会計宅地造成事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

まず、反対討論の発言を許します。

9番、吉本君。

○ 9 番（吉本和広）

議案第 30 号、令和 6 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算に対する反対討論を行います。

宅地造成事業は減額に努力されていますが、繰上げ充当での対応となっています。今後は町の保有地の売却に計画的に取り組み、毎年行われている繰上げ充当額の減額にさらに努められるよう発言し、議案第 30 号、令和 6 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算に反対します。

以上です。

○議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 30 号、令和 6 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

この予算は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決することに決しました。

△日程第 29 議案第 31 号

○議長（大石哲雄）

日程第 29 議案第 31 号、令和 6 年度上富田町特別会計奨学事業予算について討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 3 1 号、令和 6 年度上富田町特別会計奨学事業予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 3 0 議案第 3 2 号

○議長（大石哲雄）

日程第 3 0 議案第 3 2 号、令和 6 年度上富田町特別会計朝来財産区予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 3 2 号、令和 6 年度上富田町特別会計朝来財産区予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第 3 1 議案第 3 3 号

○議長（大石哲雄）

日程第 3 1 議案第 3 3 号、令和 6 年度上富田町水道事業会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第33号、令和6年度上富田町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第32 議案第34号

○議長（大石哲雄）

日程第32 議案第34号、令和6年度上富田町下水道事業会計予算について討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第34号、令和6年度上富田町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

この予算は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案については可決することに決しました。

△日程第33 議案第35号～日程第35 議案第37号

○議長（大石哲雄）

これより日程第３３ 議案第３５号、物品購入変更契約の締結について（令和５年度 第１号 非常備消防事業 消防ポンプ自動車購入）から日程第３５ 議案第３７号、町道路線の変更についてまで３件を一括議題といたします。

△日程第３３ 議案第３５号

○議長（大石哲雄）

日程第３３ 議案第３５号、物品購入変更契約の締結について（令和５年度 第１号 非常備消防事業 消防ポンプ自動車購入）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第３５号、物品購入変更契約の締結について（令和５年度 第１号 非常備消防事業 消防ポンプ自動車購入）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第３４ 議案第３６号

○議長（大石哲雄）

日程第３４ 議案第３６号、町道路線の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第３６号、町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第３５ 議案第３７号

○議長（大石哲雄）

日程第３５ 議案第３７号、町道路線の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第３７号、町道路線の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第３６ 議案第３８号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第３６ 議案第３８号、物品購入変更契約の締結について（令和４年度第２号 防災対策事業 上富田町防災行政無線戸別受信機購入）を議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務課長、十河君。

○総務課長（十河貴子）

それでは、議案第３８号につきまして説明をさせていただきます。

追加議案の１ページをお願いいたします。

議案第３８号、物品購入変更契約の締結について。

物品購入変更契約を締結することについて、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記。

１、契約の目的、令和４年度 第２号 防災対策事業 上富田町防災行政無線戸別受信機購入。

２、契約金額、変更前、一金１億１，５５０万円、変更後、一金１億８２４万円（一金７２６万円の減）でございます。

３、契約の相手方、大阪市北区梅田３－４－５、毎日インテシオ２１階、日本無線株式会社関西支社、支社長高柳亘孝。

令和６年３月１９日提出、上富田町長奥田誠。

理由といたしまして、戸別受信機及びダイポールアンテナ設置数の減少により、契約金額に変更が生じるためでございます。

次の２ページに物品購入変更仮契約書の写しを添付しております。こちらにつきましてはお目通しをお願いいたします。

３ページの物品購入変更契約の概要で説明をさせていただきます。

３ページをお願いいたします。

１、変更の内容でございます。戸別受信機及びダイポールアンテナ設置数の減少に伴い、設置工事費用等の減額をしてございます。２月２６日時点の設置済み数を記載して

おります。戸別受信機につきましては変更後1, 079台、ダイポールアンテナにつきましては90基設置してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番、井溪君。

○1番（井溪港斗）

物品購入変更契約の3ページの変更の内容につきましてなんですけれども、戸別受信機1, 300台から1, 079台とダイポールアンテナが180基から90基に変更というのはかなり量が減少しているように思うんですけれども、減額が700万円やとちょっと割合的に大分少ない気がするんですけれども、どのようになっていますか、詳細を教えてください。

○議長（大石哲雄）

十河君。

○総務課長（十河貴子）

お答えをいたします。

物品購入契約の変更の内容についてでございますが、戸別受信機と、あとダイポールアンテナはもう買取りになります。ダイポールアンテナにつきましては、当初180基購入で契約をしておりましたが、設置状況に伴いまして会社のほうが部分調達をちょうどしておりましたので、購入基数を130基にまず個数を変更しております。最終的にこちらで引き取るというか買取りは、戸別受信機が1, 300台、ダイポールアンテナが130基という変更内容、あと設置工事費等を見込んだ契約になっておりますので、設置数の工事費用を減額しているという内容になります。よろしいですか。

○議長（大石哲雄）

よろしいか、井溪君。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第38号、物品購入変更契約の締結について（令和4年度 第2号 防災対策事業 上富田町防災行政無線戸別受信機購入）を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時09分

○議長（大石哲雄）

再開します。

△日程第37 議案第39号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第37 議案第39号、監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第39号について説明をいたします。

追加議案の4ページをお願いします。

議案第39号、監査委員の選任について。

下記の者を、監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、中松村夫。

住所、上富田町市ノ瀬。

生年月日、昭和25年生まれ。

令和6年3月19日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由の説明をいたします。

令和2年6月より1期4年監査委員でありました上富田町市ノ瀬の中松村夫氏が、この6月9日をもって任期満了となります。

中松氏につきましては、有識者として地方行政にも幅広く関与していただいております、また、同委員として1期4年の経験をされていることから、十分な知識と認識があり適任であると考えておりますので、引き続き中松村夫氏を監査委員として選任同意をお願いするものです。

なお、任期につきましては令和6年6月10日から令和10年6月9日までの4年間となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

これより本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第39号、監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

△日程第 38 議案第 40 号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第 38 議案第 40 号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第 40 号について説明をいたします。

追加議案の 5 ページをお願いします。

議案第 40 号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を、上富田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第 42 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、菅谷雄二。

住所、上富田町朝来。

生年月日、昭和 33 年生まれ。

令和 6 年 3 月 19 日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由の説明をいたします。

菅谷氏につきましては、元役場職員として在職中には税務課、産業建設課などの職務を歴任しており、固定資産評価について十分な知識と認識があり、適任であると考えておりますので、菅谷雄二氏を上富田町固定資産評価審査委員会委員として選任同意をお願いするものです。

なお、任期につきましては令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

これより本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第40号、上富田町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

△日程第39 議案第41号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第39 議案第41号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第41号について説明をいたします。

追加議案の6ページをお願いいたします。

議案第41号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について。

下記の者を上富田町朝来財産区管理会委員に選任したいから、上富田町朝来財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

記。

氏名、高垣功一。

住所、上富田町岩崎。

生年月日、昭和22年生まれ。

令和6年3月19日提出、上富田町長奥田誠。

提案理由の説明をいたします。

高垣功一氏は、令和5年3月31日付をもって一身上の都合により辞任の申出があった故佐々木誠司氏の残任期間をもって任期満了となりますので、上富田町朝来財産区管

理会委員に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

高垣氏は、地域の信望が厚く、最適の人材と認めているところでありますので、議会の選任同意をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては令和6年6月15日から令和10年6月14日までの4年間となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

これより本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第41号、上富田町朝来財産区管理会委員の選任について同意を求める件を採決します。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

△日程第40 発委第1号

○議長（大石哲雄）

次に、日程第40 発委第1号、上富田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を議題といたします。

事務局長より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

発委第1号、上富田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例。

上富田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を、別紙のように制定したいので、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに上富田町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年3月19日、上富田町議会運営委員会委員長松井孝恵。

理由。

地方自治法の一部を改正する法律により、議員の当該地方公共団体に対する請負に関する規制が明確化及び緩和されたことに伴い、公正で適正な議会運営を図るとともに、議員の職務執行の透明性を確保するため、本案を提出する。

以上です。

○議長（大石哲雄）

本案について提案理由の説明を求めます。

11番、松井孝恵君。

○11番（松井孝恵）

上富田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）についてご説明をいたします。

議案書の参考資料をご覧ください。

1、制定の趣旨。

地方自治法の一部を改正する法律により、議員の当該地方公共団体に対する請負に関する規制が明確化及び緩和されたことに伴い、公正で適正な議会運営を図るとともに、議員の職務執行の透明性を確保するため本案を提出いたします。

2、条例の内容。

第1条では目的について、第2条では報告の事項等について、第3条から第5条では報告の一覧の作成方法及び公表等について、それぞれ規定してございます。

3、施行期日。

公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するとしております。

この条例案につきましては、昨年来、我々議会において皆さんに周知をして検討したものであります。本日に至るまでに該当する議員はないと承知しておるんですが、会計年度までにあります場合には令和5年4月1日に遡って報告をしていただくこととしています。我々みんなで協議してきたことですから、何とぞご承認賜りますようによろし

くお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発委第1号、上富田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第41 議員派遣の件について

○議長（大石哲雄）

日程第41 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

△日程第４２ 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

日程第４２ 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（樫山裕子）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から会議規則第７５条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務文教常任委員会家根谷美智子委員長より２９項目、厚生建設常任委員会中井照恵委員長より２４項目、議会広報特別委員会家根谷美智子委員長より１項目、議会運営委員会松井孝恵委員長より３項目、以上となっております。

また、２の目的につきましては所管事務調査、３につきまして、方法は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第６５条の規定による委員会招集通知書及び第７４条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、会議規則第７５条の規定により、各委員長から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和6年第1回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました報告、議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本定例会で大石哲雄議長さんが、全国町村議会議長会から7年以上の議長活動により自治功労者表彰を受賞されました。大石議長さんには、長年のご功績に深く敬意を表しますとともに、今後もさらなるご活躍をご期待申し上げます。誠にありがとうございます。

次に、令和6年度の一般会計、特別会計の9議案のご承認をいただきました。この予算は令和6年度の行政執行の基本となるものであり、開会日の冒頭の挨拶並びに予算審査特別委員会で予算編成の過程を説明し、財源不足についても説明をしていますが、行政運営に当たる上におきましては、教育や福祉、保健、医療などをはじめ、地域の振興対策を充実することも必要であると考えています。

また、令和6年度におきましては、多様化する住民ニーズに応えつつ、ウィズコロナ時代の新しい日常生活にふさわしい行財政体制を目指し、創意工夫を重ねながら、限られた予算の下に明るく豊かで元気な人づくり、まちづくり、そして未来を託す子供たちが輝くまちづくりの実現に向けて努力してまいります。

特に、既存のはるかぜ保育所と4月から開園するくまの森こども園について施設の改修と遊具の設置を行う保育所運営事業並びに継続事業の南紀の台公民館建設事業については、早急に着手をしてまいります。

今後におきましても、予算執行に当たっては、監査委員の指摘事項など並びに予算審査特別委員会の各委員さんからの指摘などを十分に反映し取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、次の定例会までには様々な行事が予定されていまして、3月21日には各小・中学校の卒業式、4月1日には町職員の人事異動から始まりまして、4月8日には各小・中学校の入学式などがございますが、議員各位におかれましても、参加依頼などがある場合にはご協力、ご参加をいただけるようお願い申し上げます。令和6年第1回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思
います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和6年第1回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 吉本 和広

議事録署名議員 谷端 清